

# お知らせ

## 自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税となる県税です。次の場合は、3月29日(金)までに運輸支局で手続きを済ませてください。

**手続きが必要な場合**

- ・ 自動車を買ったり下取りに出したりした
- ・ 自動車を廃車にした
- ・ 住所、氏名を変更した など

**手続きを済ませない**と 既使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かなかつたりするなど、トラブルの原因となります。

自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、運輸支局で確実に手続きをしてください。

また手続きを販売業者などに依頼

した場合は、手続きが済んでいるか必ず確認してください

**その他**

- ・ 車検証の住所の変更手続きが間に合わない場合は、ぐんま電子申請受付システム (<http://www.shinsei.eig-front.jp/gunma/navi/index.html>) で一時的に納税通知書の送付先を変更できます。詳しくは、県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/04/a4310063.html>) をご覧ください
- ・ 軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。詳しくは市役所・町村役場にお問い合わせください

**問** 自動車税について…県自動車税事務所 (☎027・263・4343 027・261・5931)、県行政県税事務所

・ 自動車の登録について…関東運輸局群馬運輸支局 (☎050・5540・2021 ☎027・261・0032)

## 知事コラム

### 多様な人材の活躍応援

31年度は、県総合計画の最終年度となります。群馬をさらにはばたかせるため、計画の実現に向けて引き続き全力で取り組みます。

来春、高崎駅近くに開所を予定しているコンベンション施設「G×ツセ群馬」を活用することで、「人・モノ・情報」を群馬に呼び込み、新たな産業や魅力的な雇用を生み出していく取り組みをしっかりと行います。

また昨今の人手不足の中で、企業の人材確保を進めるため、女性や高齢者、障害者などの活躍を応援・支援する施策や、働き方改革の周知啓発・取り組みを支援して



県雇用戦略本部(2月18日)であいさつする大澤正明知事

いきます。

さらに、本年4月には外国人材の新たな受け入れ制度が始まります。外国人材の受け入れ拡大に対応し共生に向けた環境を整備するため、県庁内に新たな組織を設置し、関係部局で連携して施策を展開していきます。

## 最低賃金を確認しましょう

**最低賃金制度は** 賃金の最低限度を定め、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、産業や職種に関わりなく適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。

事業主・労働者の皆さんは、最低賃金をしっかりと確認しましょう

**県最低賃金額【別表】**のとおり

**減額特例** 最低賃金を一律に適用すると、雇用機会を狭める可能性がある労働者に対して適用されるものです

※群馬労働局長の許可が必要です

**問** 群馬労働局賃金室 (☎027・896・4737 ☎027・896・2111)、県内労働基準監督署、県庁労働政策課 (☎027・263・3402 ☎027・223・7566)

【別表】県最低賃金額

項目	金額 (1時間あたり)	発効日
地域別最低賃金	809円	30年10月6日
特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業	30年12月20日
	一般機械器具製造業	
	電気機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	

## 進学・進級時における少年の非行および犯罪被害を防ぎましょう

春休みから新学期にかけては、生活環境の変化などに伴い、少年が夜遊びや喫煙、万引きなどの非行に走ったり、犯罪被害に遭ったりすることがあります。

県警察では、少年の非行や犯罪被害

書防止するために、街頭補導活動や広報啓発活動などを推進しています。

**保護者の皆さんへ** 子どもを非行や犯罪被害から守るため、日頃から家族でコミュニケーションを図り、生活リズムや服装、態度などの変化を見逃さないようにしましょう。

またスマートフォンなどの携帯電話や携帯ゲーム機などを所持させる場合には、有害情報や犯罪被害などから守るため、フィルタリングを設定することもインターネットを安全・安心に使うための標語「おぜのかみさま」などを活用して親子で安全な利用方法を話し合しましょう

**地域の皆さんへ** 次代を担う子どもたちを守り育てるのは、大人の務めです。「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に、登下校時の積極的な声掛けやあいさつ運動、有害環境の浄化などを通して、少年の健全育成活動にご協力をお願いします

**「少年育成センター」をご利用ください** 非行やいじめなど、少年に関するあらゆる相談に対応するため、専門の相談員による少年相談窓口を設置しています

・ 開所日 月・金曜日

※祝日を除く

・ 時間 午前8時30分～午後5時15分

・ 相談方法 電話または直接

・ 相談先 少年育成センター(前橋市西片貝町 ☎027・221・1616 ☎027・221・1513)

**問** 県警察本部少年課 (☎027・243・0110内線3063 ☎027・224・8888)

## 募集

### ぐんま養蚕基礎講座

**期日** 3月19日(火)

**時間** 午後1時30分～4時

**会場** 県蚕糸技術センター(前橋市)

総社町)

**内容** 養蚕を始めるための基礎を学びます

**対象** 養蚕に関心があり、将来養蚕を始めようと考えている人

**費用** 無料

**申込期限** 3月12日(火)必着

**申し込み方法** はがき、ファクスまたはEメール。住所、氏名、年齢、電話番号、養蚕を始める動機を記入してください

**申・問** 県蚕糸技術センター(T371-0852 前橋市総社町総社2326の2 ☎027・251・5145 ☎027・251・5147) [sanshigise@pref.gunma.jp](mailto:sanshigise@pref.gunma.jp)

## 試験

### 県警察官A等採用試験

**第1次試験日** 5月12日(日)

**第1次試験合格発表日** 5月24日(金)

**第2次試験日** 6月上旬～中旬

**第2次試験合格発表日** 6月21日(金)

**第3次試験日** 7月上旬～中旬

**最終合格発表日** 8月16日(金)

**受験資格**

- ・ 県警察官A：昭和61年4月2日以降に生まれた、次のいずれかに該当する人
- ア 学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または平成32年3月31日までに卒業見込みの人
- イ 県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認める人

※武道指導については、この他に柔道または剣道3段以上および関東大会への出場経験などが必要

・ 県警察官B特別：昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた、県警察官Aの受験資格ア・イのいずれにも該当しない、平成31年10月1日から勤務可能な人

**出願期間** 3月18日(月)～4月5日(金)

※電子申請は4日(木)まで

**出願方法** 所定の出願用紙

※ぐんま電子申請受付システム (<http://www.shinsei.eig-front.jp/gunma/navi/index.html>) から出願できます

**受験案内・出願用紙配布場所** 県庁県民センター、県行政県税事務所、県内警察署・交番・駐在所、県東京事務所(東京都千代田区平河町)、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」(東京都中央区銀座)、県警察本部、県人事委員会事務局

**その他** 詳しくは県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) をご覧ください

**問** 県人事委員会事務局 (☎027・226・2745 ☎027・221・6247)

### 県職員採用パンフレット配布

**内容** 職種概要、業務の紹介、採用試験に関する情報など

**配布開始日** 3月19日(火)

**配布場所** 県庁県民センター、県行政県税事務所、県東京事務所(東京都千代田区平河町)、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」(東京都中央区銀座)、県人事委員会事務局

※県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) からご覧ください

**問** 県人事委員会事務局 (☎027・226・2744 ☎027・221・6247)

## 催し

### 「きぬめぐんまスタンプラリー」開催中

県では、世界遺産や日本遺産を含めた「ぐんま絹遺産」を便利に巡り、